

福島県犯罪被害者等支援計画改定（案）に関する意見（パブリック・コメント）と県の考え方

No	該当箇所	意見内容	県の考え方
1	4 ページ、7～17 行 「計画の位置付け」	<p>福島県犯罪被害者等支援計画改定（案）の策定にあたっては、4 頁 7～17 行を全体削除するか、少なくとも 4 頁 14～17 行のロゴマーク部分を削除すべきです。</p> <p>理由は以下のとおりです。</p> <p>令和 5 年 1 2 月 1 9 日付け「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、本案に記載されている「地方自治体の各種計画や戦略、方針の策定・改定に当たって SDGs の要素を最大限反映することが奨励される」といった直接的な記述は確認できません。このため、本案の該当部分は県独自の解釈を加えたものと見られます。</p> <p>犯罪被害者等支援計画は、その本旨が犯罪被害者や遺族等への支援であり、政治的・社会的イデオロギーから独立して策定されるべきものです。しかし、当該部分を本案に掲載することにより、犯罪被害者支援とは直接関係しない理念・イデオロギーが混入してしまいます。</p> <p>このことは、計画の中立性を損ね、議論の不必要な対立を招くおそれがあるため、ふさわしくない記述であると考えます。</p> <p>以上の理由から、当該箇所の削除を要望いたします。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>国が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、「地方自治体の様々な計画に SDGs の要素を反映すること」を期待するとされています。</p> <p>また、県の最上位計画である総合計画においては、SDGs の理念を踏まえながら各種施策を推進することとしており、原案のとおりとします。</p>